〔資料第 103〕

土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

（令和６年１０月現在）

区分		施設の名称	所在地
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	ヒルデモア岡本	岡本 2-17-8
		ぽじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本アネックス１階・地下１階
		介護老人福祉施設　ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5
		アリア等々力の杜	等々力 1-22-43
		デイサービスなごみの森　等々力渓谷	中町 1-5-3　バレーハウス１F
	障害児利用施設	発達支援つむぎ　池尻ルーム	池尻 4-23-16
	乳幼児利用施設	世田谷おとぎの森保育園	岡本 2-22-11
	学校	世田谷区立砧小学校	喜多見 6-9-1
		世田谷区立明正小学校	成城 3-3-1
		世田谷区立砧中学校	成城 1-10-1
		世田谷区立砧幼稚園	喜多見 6-9-11
		聖ドミニコ学園幼稚園	岡本 1-10-1
		聖ドミニコ学園小学校	岡本 1-10-1
		聖ドミニコ学園中学校	岡本 1-10-1

注）世田谷区において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条に定める土砂災害警戒区域は、「土砂災害（特別）警戒区域公示図書（東京都建設局作成）」に示されている区域である。

参考）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律　第八条第１項

市町村防災会議（災害対策基本法　（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項 の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二　（略）

三　（略）

四　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五　（略）

六　（略）

〔資料第 104〕

浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

（令和６年１０月現在）

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
地下街等		玉川高島屋ショッピングセンター	玉川 3-17-1	○	○
		二子玉川ライズ	玉川 2-21-1	○	○
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	ニチイケアセンター世田谷宇奈根	宇奈根 1-18-6	○	○
		グループホーム　いきいきの家　二子玉川	宇奈根 1-25-11	○	○
		グループホーム　たのしい家　宇奈根	宇奈根 1-34-12	○	○
		花物語せたがや南	宇奈根 1-3-6	○	○
		そんぽの家　砧南	宇奈根 1-41-12	○	○
		ツクイ世田谷宇奈根	宇奈根 2-11-11	○	○
		ツクイ世田谷宇奈根グループホーム	宇奈根 2-15-18	○	○
		ケアハウス宇奈根	宇奈根 2-23-24	○	○
		ハイムガーデン世田谷	宇奈根 2-26-7	○	○
		介護老人保健施設　うなね杏霞苑	宇奈根 3-12-29	○	○
		デイホーム奥沢	奥沢 2-23-1		○
		優っくり小規模多機能介護奥沢	奥沢 2-23-1		○
		ぽじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本ｱﾈｯｸｽ 1 階･地下 1 階	○	○
		ヒルデモア世田谷岡本	岡本 2-17-8		○
		グランダ二子玉川	鎌田 2-13-13	○	○
		ケアハウス二子玉川	鎌田 2-15-3	○	○
		グランダ岡本里安邸	岡本 2-6-10	○	○
		メディカル・リハビリホームくらら二子玉川	鎌田 3-14-5	○	○
		博水の郷	鎌田 3-16-6	○	○
		愛の家都市型軽費老人ホーム世田谷鎌田	鎌田 3-24-13	○	○
		SOMPO ケア　ラヴィーレ二子玉川	鎌田 3-27-3	○	○
		優っくりグループホーム鎌田	鎌田 3-31-19	○	○
		鎌田ケアセンター	鎌田 3-35-1	○	
		ハートランド・エミシア二子玉川	鎌田 3-69-13	○	○
		イリーゼ二子玉川ガーデン	鎌田 4-14-8	○	○
		そんぽの家　成城南	喜多見 1-31-10	○	○
		優っくりグループホーム喜多見	喜多見 3-10-15	○	○
		SOMPO ケア　ラヴィーレ成城南	喜多見 3-5-5	○	○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	グループホーム　たのしい家喜多見	喜多見 4-9-15	○	○
		喜多見グループホームかつらの木	喜多見 7-20-11		○
		特別養護老人ホーム　喜多見ホーム	喜多見 7-20-26		○
		そんぽの家Ｓ成城西	喜多見 9-22-7		○
		ホームステーションらいふ成城野川緑道	喜多見 9-24-22		○
		グループホーム砧茶の花	砧 7-3-10		○
		オウカス世田谷仙川	給田 1-1-11		○
		看多機かえりえ給田	給田 1-1-11 ｵｳｶｽ世田谷仙川 1 階かえりえ給田		○
		リアンレーヴ二子玉川	玉川 3-29-1	○	○
		介護予防センター・タケダ	玉川 3-39-7 ﾊﾟｰﾙﾊｲﾂ玉川 404	○	○
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	玉川 3-39-9	○	○
		タカシマヤ　ユアテラス　二子玉川	玉川 3-39-9 1 階 1 号室	○	○
		アルタクラッセ二子玉川	玉川 3-40-21	○	○
		アリア二子玉川	玉川 4-4-7	○	○
		東急ウェリナケア尾山台	玉堤 1-24-15	○	
		グランダ田園調布	玉堤 1-3-3	○	○
		くらら田園調布	玉堤 1-3-3	○	○
		ポロスキュアトレーニング　パーソナルジム	玉堤 1-6-11	○	
		グランジュール尾山台	玉堤 2-8-16	○	
		ガーデンテラス尾山台	玉堤 1-17-18	○	○
		介護老人保健施設玉川すばる	瀬田 4-1-14	○	
		介護老人福祉施設　ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5	○	○
		看多機かえりえ成城	成城 1-1-9		○
		デイサービス　アジアの風	祖師谷 5-41-9		○
		ニチイケアセンター世田谷大蔵	大蔵 4-2-14		○
		アリア等々力の杜	等々力 1-22-43		○
		デイ・ホームたまがわ	野毛 2-4-4		○
		パナソニック エイジフリーケアセンター用賀・デイサービス	用賀 2-31-7 ｲｲﾀﾞｱﾈｯｸｽ I-101		○
		レコードブック用賀	用賀 4-5-7 ﾙﾋﾞｰﾉﾛﾄﾝﾀﾞ 1 階		○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	障害者利用施設	世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1 地下 1 階	○	
		玉堤つどいの家	玉堤 2-3-1 ボヌール玉堤 1 階	○	
		世田谷区立玉川福祉作業所	玉川 1-7-2	○	
		ケアこげら世田谷宇奈根	宇奈根 1-8-9	○	○
		宇奈根あーゆるハウス	宇奈根 2-9-26	○	○
		グループホーム HARU 宇奈根	宇奈根 2-14-18	○	○
		グループホームアネモネ	宇奈根 2-15-15	○	○
		生活支援ホーム世田谷	宇奈根 2-7-19	○	○
		かふぇいろどり	鎌田 3-35-1（世田谷区立鎌田区民ｾﾝﾀｰ 1 階）	○	○
		ホームいろえんぴつ	鎌田 3-16-7	○	○
		グループホームビートル喜多見	喜多見 5-4-21	○	○
		世田谷区立砧工房分場キタミクリーンファーム	喜多見 7-3-1	○	
		us 喜多見	喜多見 2-6-38	○	○
		すたじおごろん二子玉川	野毛 2-28-23 B 棟	○	○
		喜多見夢工房分室	喜多見 8-1-4 河野ビル 1 階		○
		喜多見夢工房	喜多見 9-1-35		○
		ゆに（UNI）分場フェリーチェ	喜多見 9-2-33		○
		TODAY 喜多見	喜多見 9-3-13 ラピュータ 1 階		○
		さくらハウス（第３さくら）	給田（※2）		○
		地域活動支援センター陽だまりの庭	成城 2-3-33		○
	障害児利用施設	こどもデイうぃず	喜多見 7-25-17		○
		スタジオそら喜多見	喜多見 8-15-25 キタミフォーラム 1 階		○
		スタジオそら用賀	用賀 2-36-17 林ビル 2 階		○
		ウイング用賀	用賀 2-40-2		○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	乳幼児利用施設	喜多見児童館	喜多見 2-10-40	○	○
		鎌田児童館	鎌田 3-35-1	○	○
		世田谷区立中町保育園	中町 3-27-2		○
		世田谷区立玉川保育園	玉川 4-16-6	○	○
		世田谷区立給田保育園	給田 2-13-6		○
		世田谷区立小梅保育園	喜多見 2-10-41-101	○	○
		世田谷区立喜多見保育園	成城 3-18-20		○
		世田谷区立用賀保育園分園（わくわく保育園）	用賀 2-28-20		○
		宇奈根なごやか園	宇奈根 2-7-16	○	○
		ちきゅうのこどもほいくえん成城	大蔵 5-7-29		○
		青い空保育園	岡本 2-5-11	○	
		青い空の家	岡本 2-5-11	○	
		グリーンヒル奥沢保育園	奥沢 1-48-13		○
		尾山台保育園	尾山台 1-1-6	○	○
		鎌田のびやか園	鎌田 4-12-17	○	○
		ChaCha Children Soshigayakoen	上祖師谷 3-10-3		○
		祖師谷保育園	上祖師谷 3-20-17		○
		喜多見バオバブ保育園	喜多見 1-4-7	○	○
		喜多見野の花保育園	喜多見 3-21-22		○
		わかな保育園	瀬田 1-7-7		○
		たまがわみんなの家	玉川 3-39-22	○	○
		RISSHO KID'S きらり 玉川	玉川 4-11-2	○	○
		世田谷仁慈保幼園	玉堤 2-13-11	○	
		山口小児科内科病児保育室シェ・モア	中町 4-35-6		○
		ニコこどもクリニック病児保育室　ニコのおうち	玉川 1-15-6-101　二子玉川ﾗｲｽﾞﾌﾟﾗｻﾞﾓｰﾙ 1F	○	○
		はじまりはじまりえん niko	玉川 1-15-6-103　二子玉川ﾗｲｽﾞﾌﾟﾗｻﾞﾓｰﾙ	○	○
		パパルキッズルーム	玉川 3-43-1	○	○
		ポピンズナーサリースクール二子玉川	玉川 3-17-1　玉川高島屋ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ西館 1 階・2 階	○	○
		小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	玉川 3-34-2 ﾘｵ・ｳﾞｪﾙﾃﾞ 2 階	○	○
		喜多見こどもの家	喜多見 3-14-6	○	○

区分		施設の名称	所在地	多摩川	中小河川※1
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	乳幼児利用施設	砧南らる保育園	鎌田 3-13-20（砧南中学校内）	○	○
	学校	世田谷区立二子玉川小学校	玉川 4-6-1	○	○
		世田谷区立東玉川小学校	奥沢 1-1-1		○
		世田谷区立玉堤小学校	玉堤 2-11-1	○	
		世田谷区立烏山小学校	給田 1-2-1		○
		世田谷区立砧南小学校	鎌田 4-3-1	○	○
		世田谷区立喜多見小学校	喜多見 3-11-1	○	○
		世田谷区立奥沢中学校	奥沢 1-42-1		○
		世田谷区立砧南中学校	鎌田 3-13-20	○	○
		世田谷区立喜多見中学校	喜多見 4-20-1	○	○
		玉川幼稚園	岡本 3-35-10		○
		永安寺学園幼稚園	鎌田 3-23-19	○	○
		慶元寺幼稚園	喜多見 4-17-2	○	○
		国本幼稚園	喜多見 8-15-33		○
		聖セシリア喜多見幼稚園	喜多見 9-9-5		○
		佼成学園幼稚園	給田 2-11-1		○
		成城幼稚園	祖師谷 3-52-38		○
		東京都市大学二子幼稚園	玉川 2-17-10	○	○
		国本小学校	喜多見 8-15-33		○
		成城学園初等学校	祖師谷 3-52-38		○
		国本女子中学校	喜多見 8-15-33		○
		成城学園中学校	成城 6-1-20		○
	病院	世田谷記念病院	野毛 2-30-10	○	○

※1 中小河川とは、野川・仙川・谷沢川・丸子川・呑川を指す。

※2 精神障害者対象施設のため、丁目以降非公表とする。

注）世田谷区において、水防法第 14 条第１項に定める洪水浸水想定区域は、以下に示されている区域である。

・「多摩川洪水浸水想定区域図（国土交通省京浜河川事務所公表）」

・「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川洪水浸水想定区域図（東京都公表）」

・「城南地区河川洪水浸水想定区域図（東京都公表）

参考）水防法第 15 条第１項　　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。（略）

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　（略）

三　（略）

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　（略）

五　（略）

〔資料第 105①〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）【世田谷区】

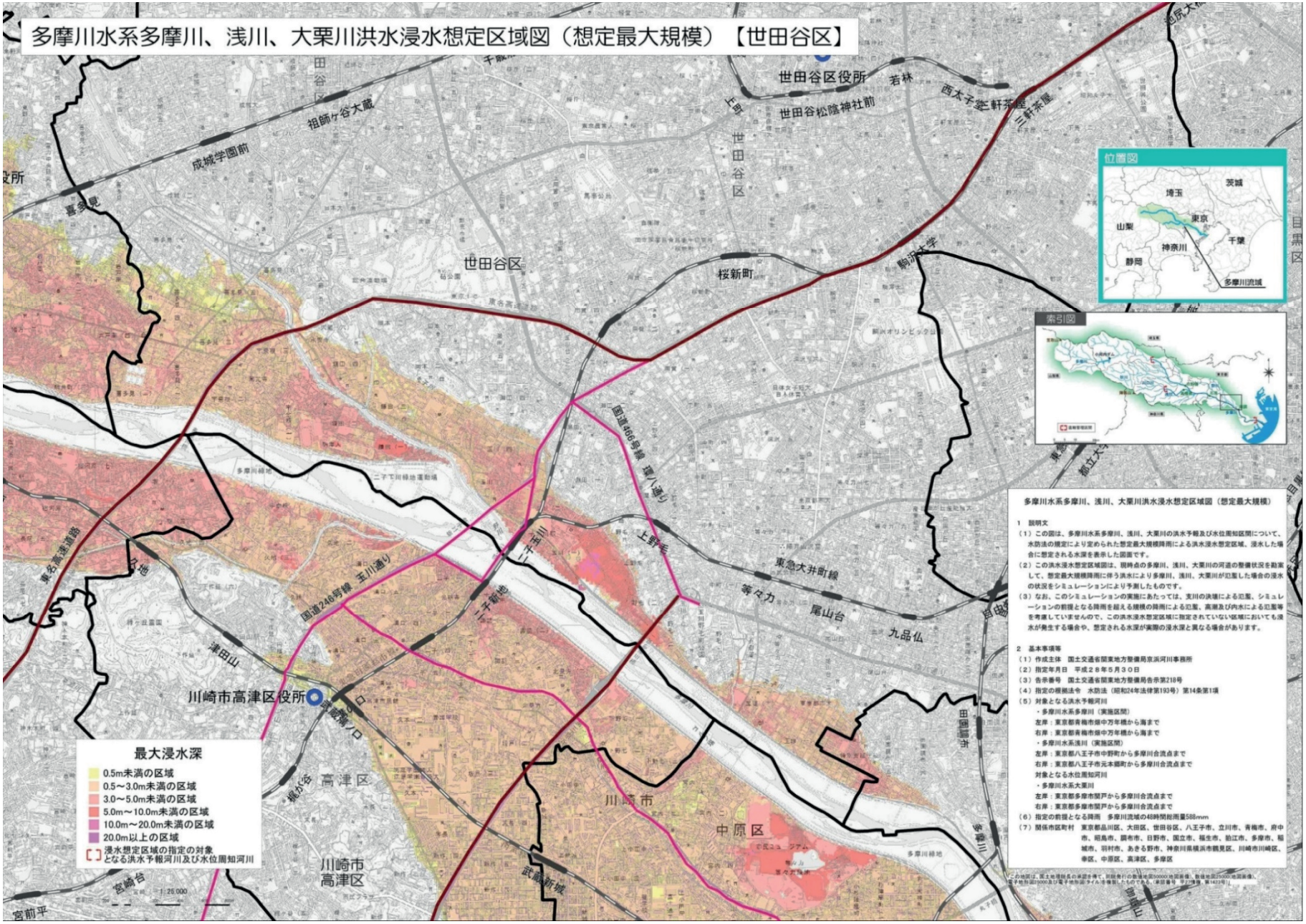

〔資料第 105②〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）【世田谷区】

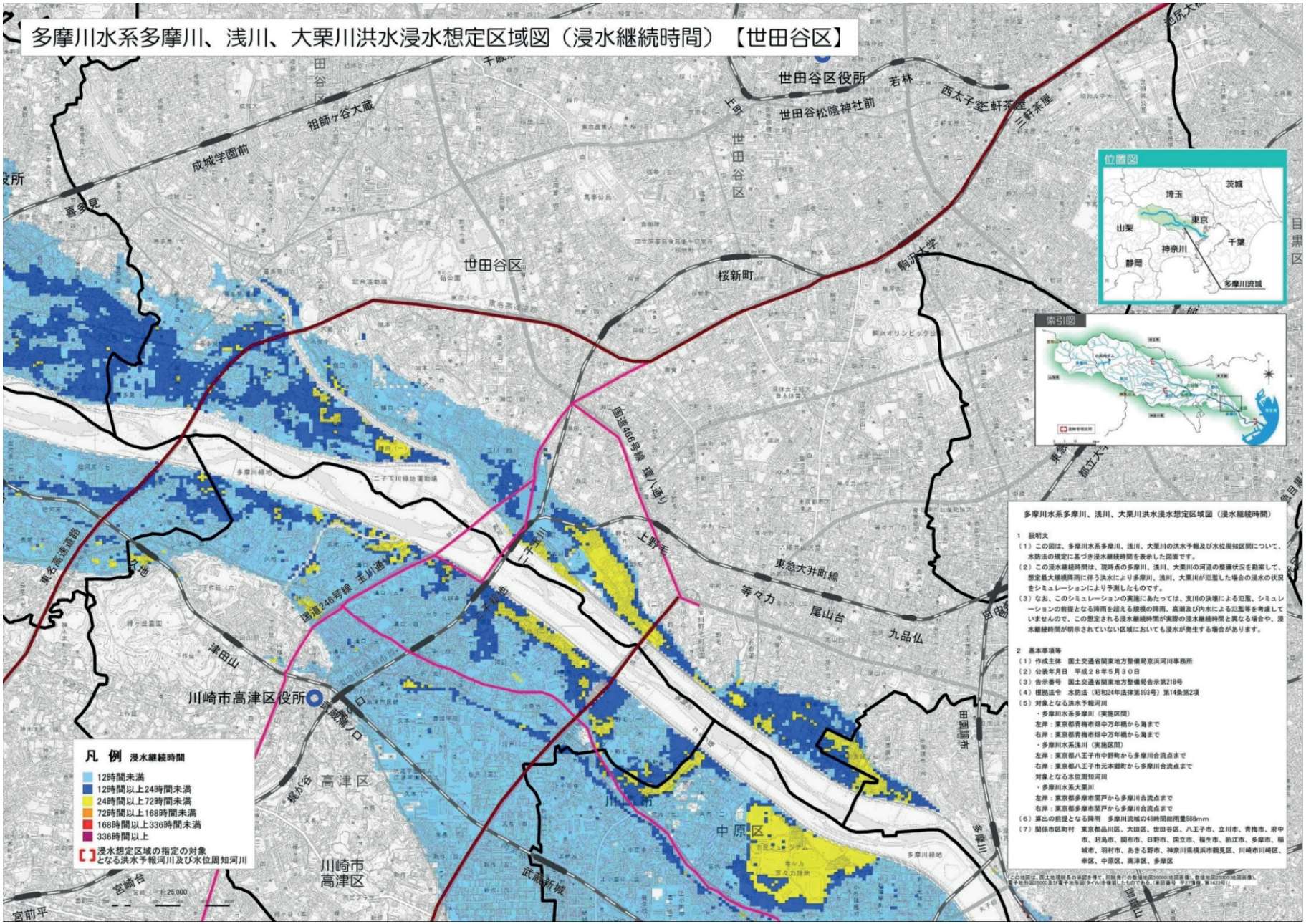

〔資料第 105③〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)）【世田谷区】

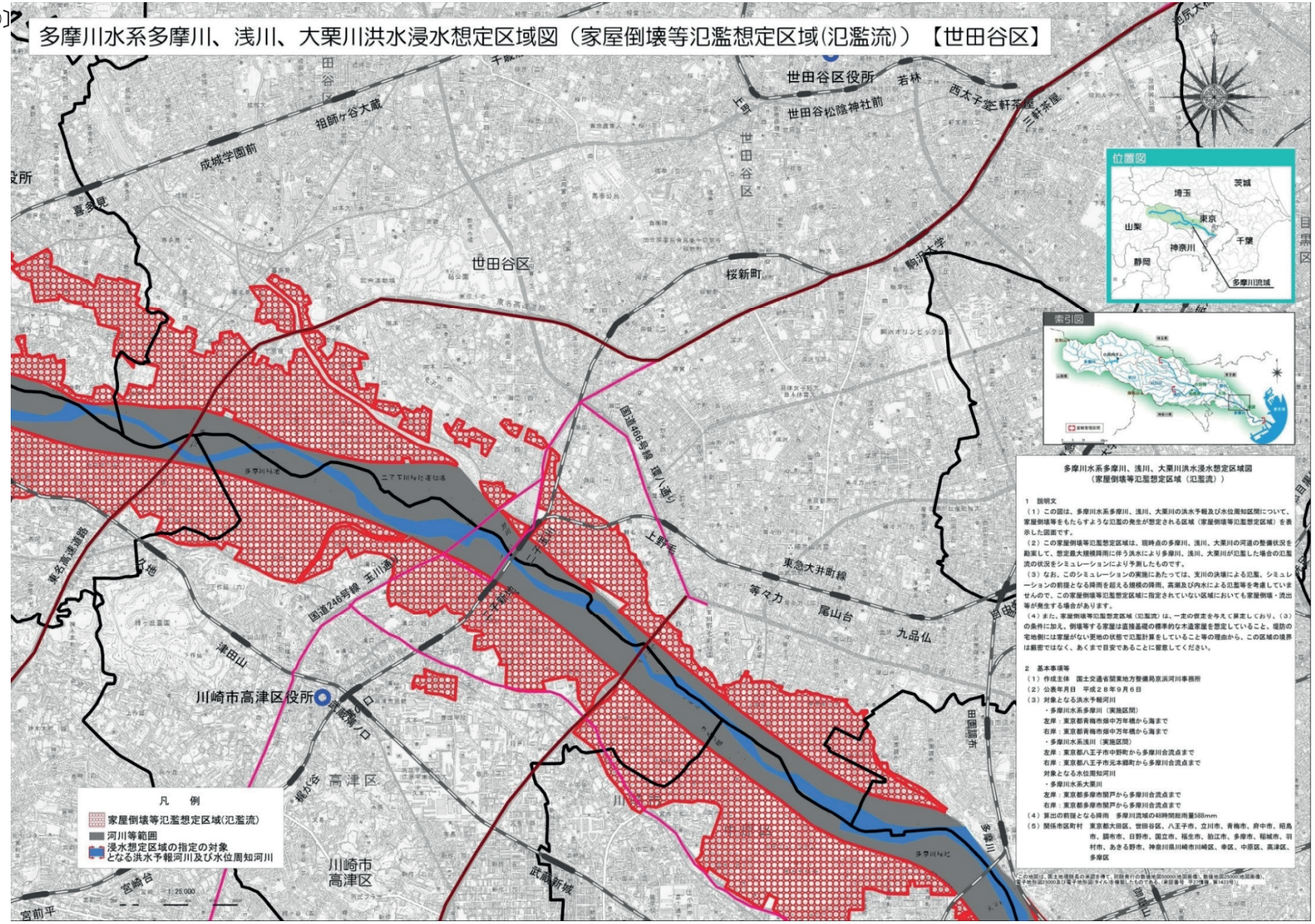

〔資料第 105④〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)）【世田谷区】

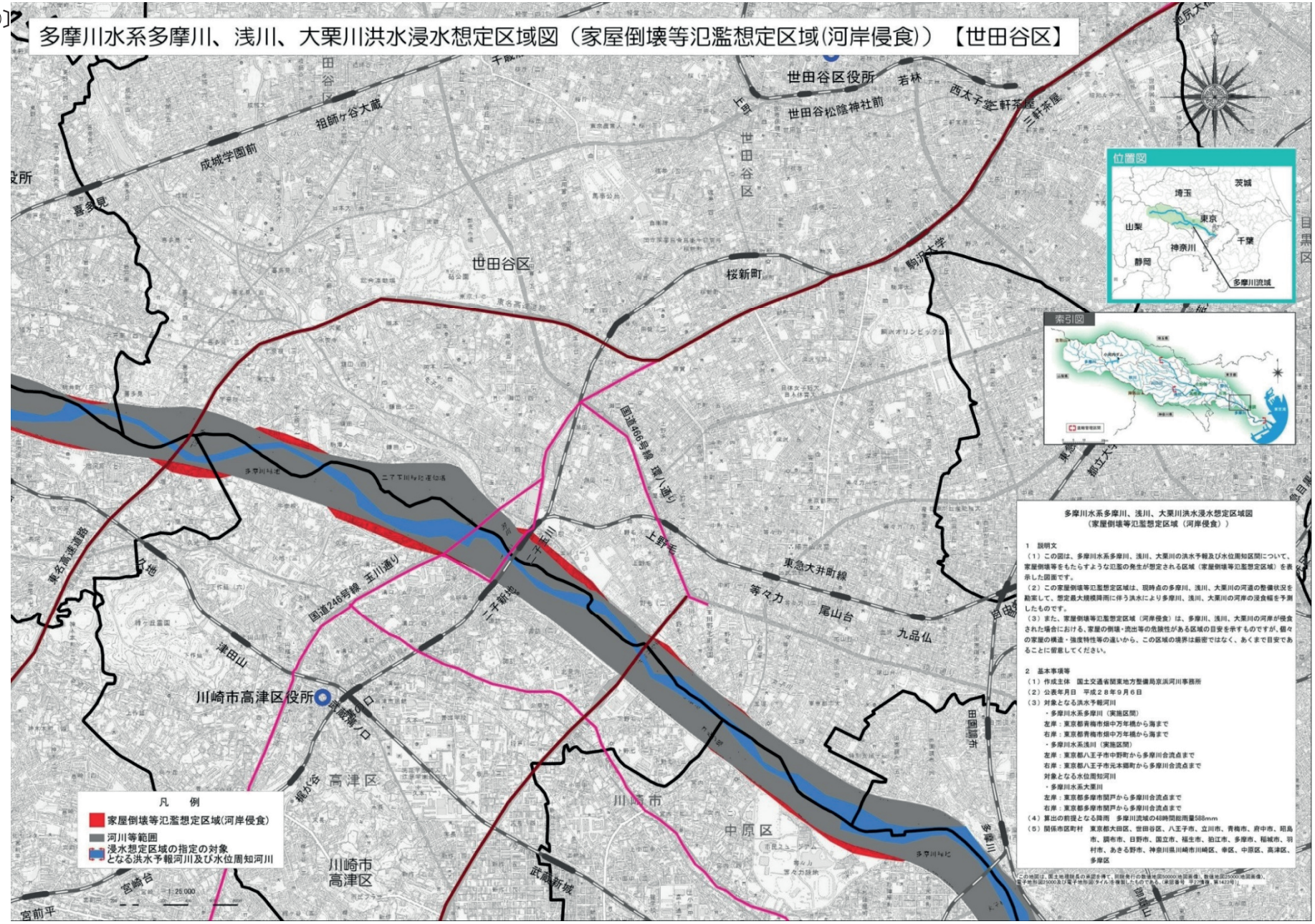

〔資料第 106〕

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川　洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）

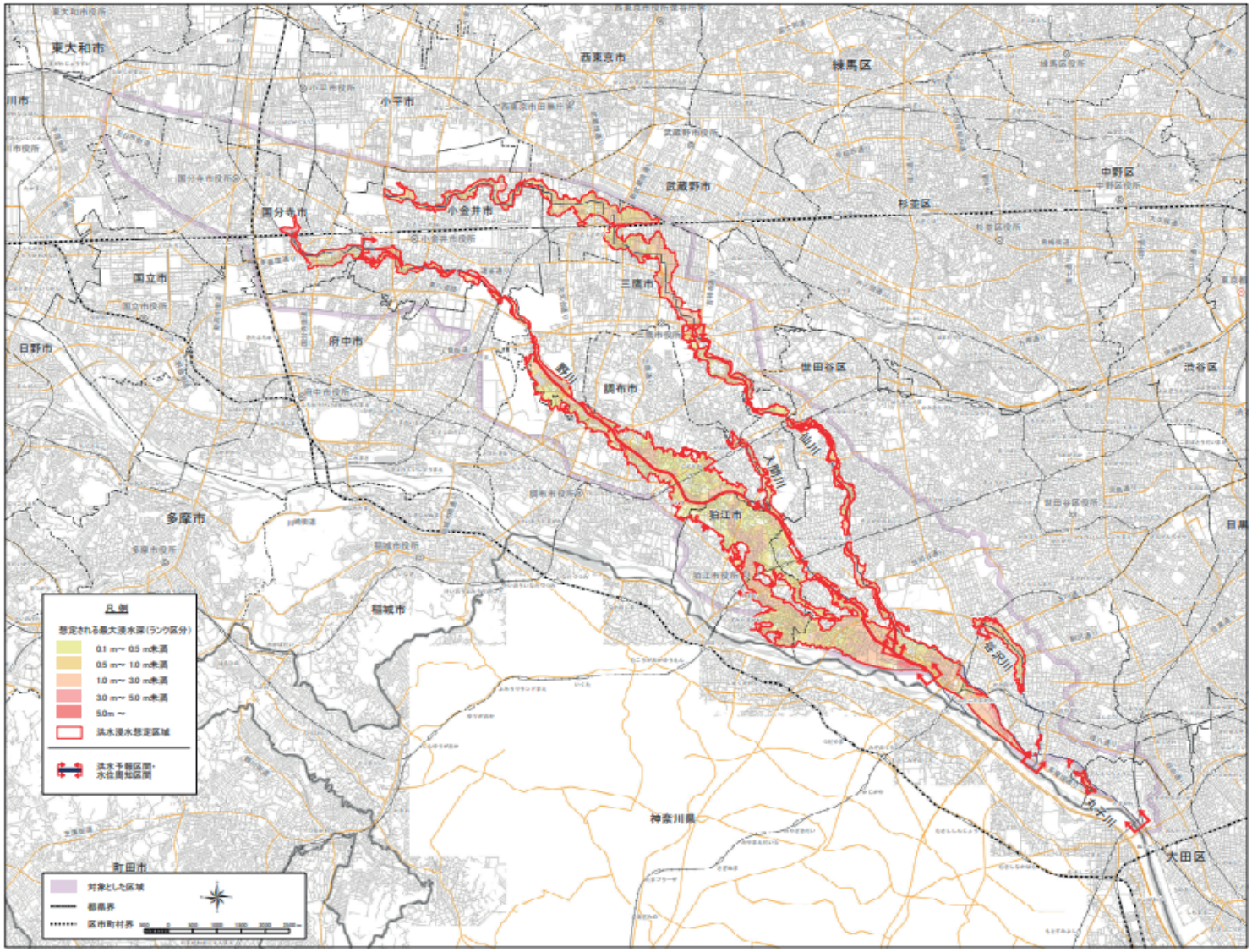

1. 説明文

（1）この図は、対象とした河川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この洪水浸水想定区域図は、指定時点の河川施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、対象とした河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

（1）作成主体　東京都

（2）指定年月日　令和6年2月15日

（3）指定の根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項

（4）対象とした河川　多摩川水系野川
国分寺市東恋ヶ窪一丁目から多摩川合流点まで
多摩川水系仙川
小金井市貫井北町三丁目から野川合流点まで
多摩川水系入間川
調布市東つつじヶ丘一丁目から野川合流点まで
多摩川水系谷沢川
世田谷区用賀二丁目から多摩川合流点まで
多摩川水系丸子川
世田谷区岡本三丁目から多摩川合流点まで

（5）対象とした降雨　野川、仙川、入間川、谷沢川、丸子川流域の1時間最大雨量153mm
24時間総雨量690mm

【問い合わせ先】　東京都建設局河川部防災課　03-5321-1111(代)
東京都建設局河川部計画課　〃

位置図

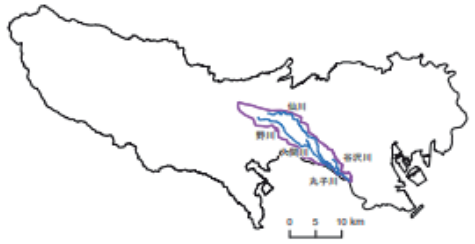

関係区市町村
大田区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、狛江市

対象とした区域

この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号、平 29 国関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（1:2,500）を使用（4都市基交第 1354 号、4都市基交第 1354 号 2）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

〔資料第 107〕

城南地区河川　洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）

1. 説明文

（1）この図は、対象とした河川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この洪水浸水想定区域図は、指定時点の河川放流の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、対象とした河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

（1）作成主体　東京都

（2）指定年月日　令和8年2月15日

（3）指定の根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項

（4）対象とした河川　古川水系渋谷川・古川　渋谷区渋谷二丁目から東京湾まで
目黒川水系目黒川　世田谷区池尻四丁目から東京湾まで
呑川水系呑川　目黒区大岡山二丁目から東京湾まで
立会川水系立会川　品川区東大井六丁目から東京湾まで
内川水系内川　大田区大森西一丁目から東京湾まで

（5）対象とした降雨　渋谷川・古川流域、目黒川流域、呑川流域の
1時間最大雨量153mm
24時間総雨量690mm

【問い合わせ先】　東京都建設局河川部防災課　03-5321-1111(代)
東京都建設局河川部計画課　〃

位置図

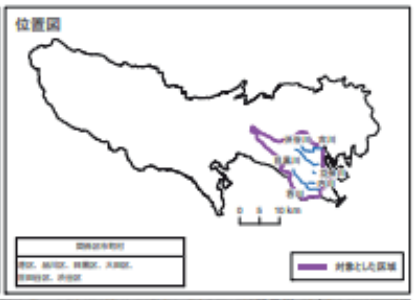

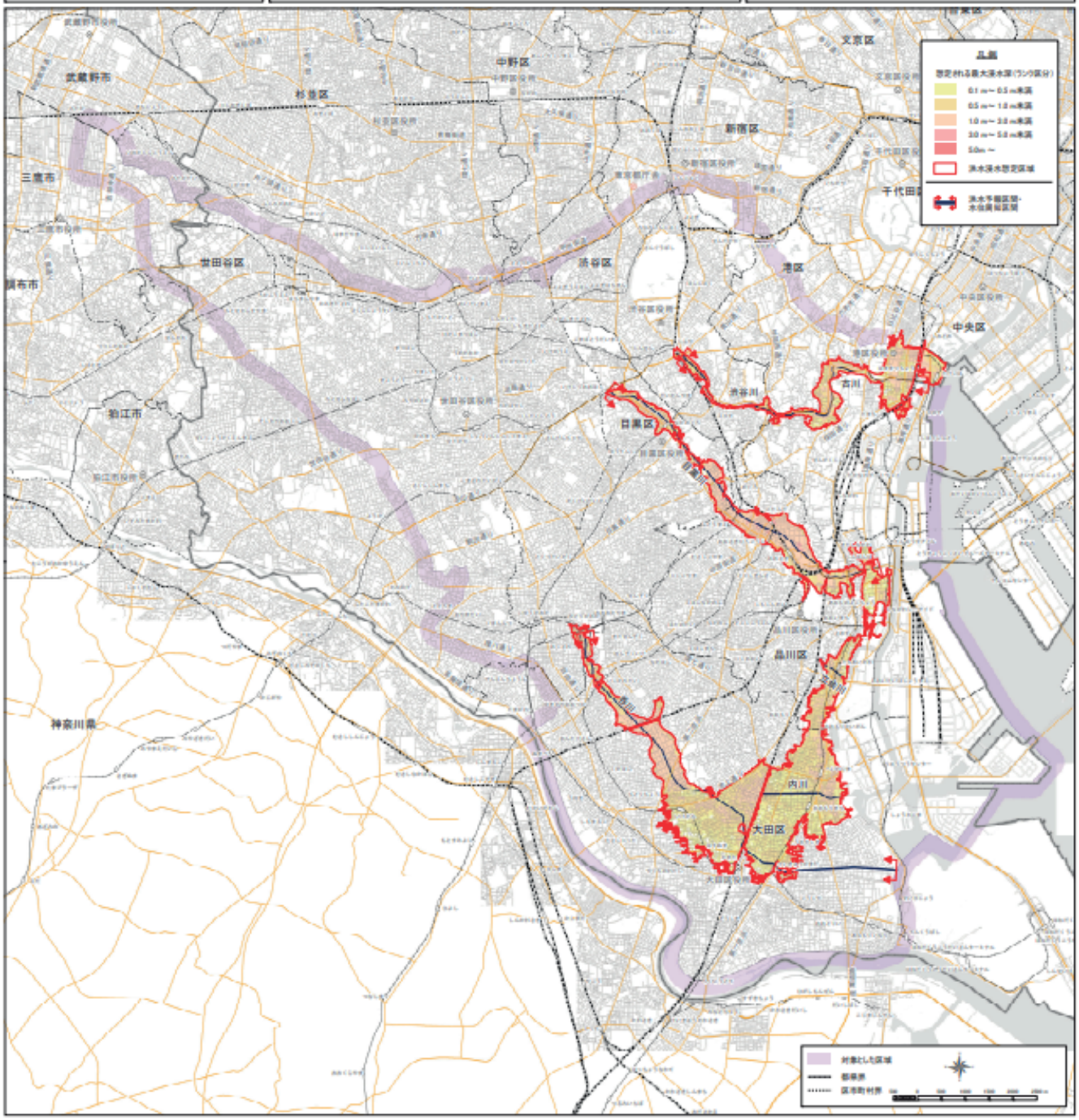

この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号、平 26 関公第 446 号）を得て作成した東京都地形図（1:2,500）を使用（4都市基交第 1234 号、4都市基交第 1234 号 2）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

〔資料第 108〕

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図

1. 説明文

（1）この図は、野川、仙川、入間川、谷沢川、丸子川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図（改定）では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。

（2）皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いします。

（3）この浸水予想区域図（改定）は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。
シミュレーションでは、対象とした地域における現時点（平成29年）での河川及び下水道の整備状況等を考慮しています。

（4）浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本事項等

（1）作成主体	都市型水害対策連絡会 （野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域）
（2）作成年月日	令和元年6月27日
（3）対象とした地域	多摩川水系野川流域（野川、仙川及び入間川） 多摩川水系谷沢川及び丸子川流域
（4）対象とした降雨	想定最大規模降雨 （時間最大雨量 153mm　総雨量 690mm）
（5）関係区市	大田区、世田谷区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、国分寺市、狛江市

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水した時の水深が大きくなるので注意してください。
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。

【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(5321)1111(代)
東京都建設局河川部防災課	〃
東京都下水道局計画調整部計画課	〃
大田区総務部防災危機管理課	03(5744)1111(代)
世田谷区危機管理室災害対策課	03(5432)1111(代)
立川市市民生活部防災課	042(523)2111(代)
武蔵野市防災安全部防災課	0422(51)5131(代)
三鷹市総務部防災課	0422(45)1151(代)
府中市行政管理部防災危機管理課	042(364)4111(代)
調布市総務部総合防災安全課	042(481)7111(代)
小金井市総務部地域安全課	042(383)1111(代)
小平市総務部防災危機管理課	042(341)1211(代)
国分寺市総務部防災安全課	042(325)0111(代)
狛江市総務部安心安全課	03(3430)1111(代)

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2，500）を使用（29都市基交第553号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

〔資料第 109〕

城南地区河川流域　浸水予想区域図（改定）

この図は水深ごとの配色を、主に色の濃さ等により識別できるようにしています。

1. 説明文

（1） この図は、城南地区を流れる渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川及び呑川の流域や、雨水が直接海域や国管理河川へ排水される区域等を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される最大の水深を示したものです。
これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図（改定）では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。

（2） 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願い致します。

（3） この浸水予想区域図（改定）は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。
シミュレーションでは、対象とした地域における現時点（平成29年）での河川、洪水調節池及び下水道の整備状況等を考慮しています。

（4） 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本的事項等

（1）作成主体　都市型水害対策連絡会（城南地区河川流域）

（2）作成年月日　令和元年6月27日 一部修正

（3）対象とした地域　渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川、呑川流域
雨水が直接海域や国管理河川へ排水される区域等

（4）対象とした降雨　想定最大規模降雨
（時間最大雨量 153mm）
（総雨量 690mm）

（5）関係区市　港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、三鷹市

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。

位置図

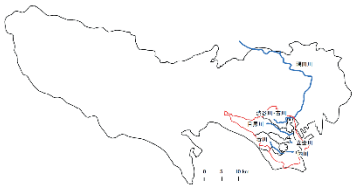

【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(5321)1111(代)
東京都建設局河川部防災課	〃
東京都下水道局計画調整部計画課	〃
東京都港湾局臨海開発部開発整備課	〃
港区街づくり支援部土木課	03(3578)2111(代)
新宿区危機管理担当部危機管理課	03(3209)1111(代)
品川区防災まちづくり部防災課	03(3777)1111(代)
目黒区危機管理室防災課	03(3715)1111(代)
大田区総務部防災危機管理課	03(5744)1111(代)
世田谷区危機管理室災害対策課	03(5432)1111(代)
渋谷区土木部管理課	03(3463)1211(代)
杉並区危機管理室防災課	03(3312)2111(代)
三鷹市総務部防災課	0422(45)1151(代)

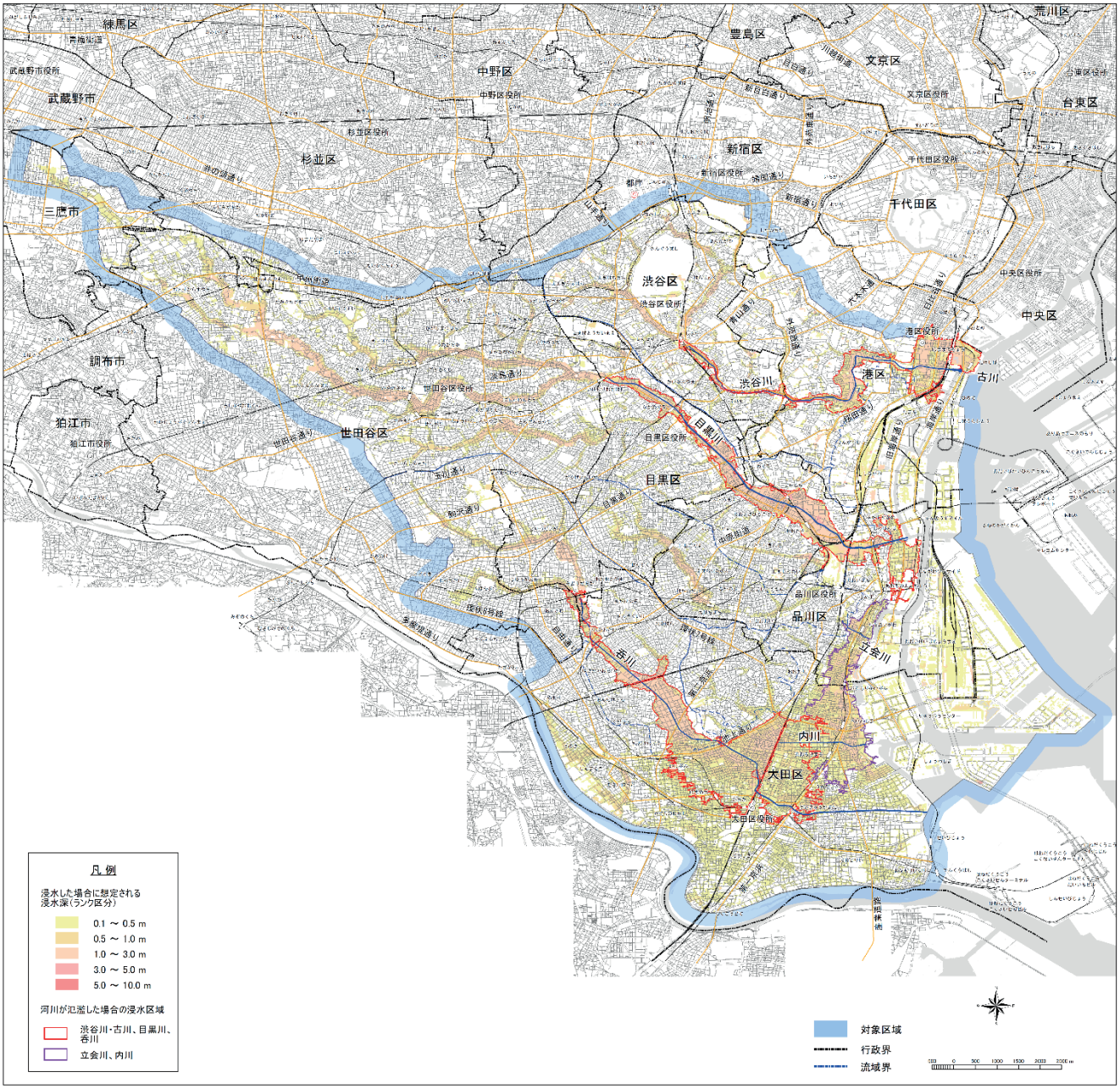

この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。
（承認番号） 30都市基交 第230号

〔資料第 110〕

世田谷区建築物浸水予防対策要綱

平成17年６月10日施行

改正

平成27年９月４日27世建調第561号

令和２年６月17日２世建調第77号

令和２年６月24日２世建調第88号

令和３年１月14日２世建調第157号

世田谷区建築物浸水予防対策要綱

（目的）

第１条　この要綱は、豪雨等による建築物への浸水を未然に防止し、建築物の安全と衛生を確保し、もって区民の生命、及び財産を守ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

（対象建築物）

第３条　この要綱の規定が適用される建築物（以下「対象建築物」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）　建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物

（２）　建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物

（３）　世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の建築物

（区の責務）

第４条　区は、浸水被害のあった周辺地域における当該被害状況の情報提供を行うとともに、対象建築物の浸水被害予防に関する助言をし、浸水被害を受けた対象建築物の所有者等に対して浸水対策を講ずるよう啓発し、及び被害の防止に努めるものとする。

２　区長は、対象建築物を建築する建築主に、浸水予防対策等を講じ、及び当該対象建築物の維持保全に努めさせるものとする。

３　区長は、対象建築物を設計する設計者、工事施工者等に、現況敷地を十分に調査し、及び建築主と相談の上浸水予防対策を講じさせるものとする。

（届出）

第５条　区長は、建築主等に、浸水予防対策検討結果届出書（様式）を確認済証受領時までに提出させるものとする。

（指定確認検査機関への要請）

第６条　区は、指定確認検査機関が、建築確認、中間検査、及び完了検査の業務を行うに当たっては、この要綱の趣旨に即して業務を行うよう要請するものとする。

（勧告）

第７条　区は、建築主等が建築物に浸水予防対策を講ずることなく浸水被害を招くおそれがあるときは、必要な対策をとるよう勧告することができるものとする。

附　則

この要綱は、平成17年６月10日から施行する。

附　則（平成27年９月４日27世建調第561号）

１　この要綱は、平成27年９月４日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和２年６月17日２世建調第77号）

１　この要綱は、令和２年６月30日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

３　この要綱による改正後の世田谷区建築物浸水予防対策要綱の規定は、施行日以後に行われる確認申請等に係る建築物について適用し、施行日前に行われた確認申請等に係る建築物については、なお従前の例による。

附　則（令和２年６月24日２世建調第88号）

この要綱は、令和２年６月30日から施行する。

附　則（令和３年１月14日２世建調第157号）

１　この要綱は、令和３年１月14日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

〔資料第 111〕

世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱

昭和 63 年７月１日施行

（通則）

第１条　この要綱は、みどりの基本条例（平成 17 年３月世田谷区条例第 13 号。以下「条例」という。）第 21 条及び第 34 条の規定に基づき、みどりの育成に必要な地下水の涵養を図るとともに、世田谷区豪雨対策基本方針（平成 28 年３月）に基づく流域対策として雨水浸透施設の設置（以下「助成事業」という。）に係る助成金を交付することにより、地下水、湧水その他自然環境の保全及び創出並びに治水に資することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年５月世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　湧水　地下水が地表、河川、湖沼、池泉等に湧き出た水をいう。

（２）　屋根雨水　民間住宅等の屋根に降った雨水をいう。

（３）　雨水浸透ます　ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地下に浸透させる施設をいう。

（４）　雨水浸透トレンチ　掘削した溝に砕石を充填し、かつ、浸透管を設置して雨水を導き、地下に浸透させる施設をいう。

（５）　雨水浸透施設　雨水浸透ます、雨水浸透トレンチその他の雨水を地下に浸透させるための施設をいう（以下「浸透施設」という。）。

（６）　湧水保全重点地区　条例第 23 条の規定に基づき区長が指定する湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる地区のうち、別表第１に掲げるものをいう。

（７）　流域対策推進地区　雨水流出抑制施設の設置の推進・促進を図る必要がある区域として区長が指定したもののうち、別表第２に掲げるものをいう。

（８）　一般地区　湧水保全重点地区及び流域対策推進地区以外の世田谷区内の地区をいう。

（湧水保全重点地区等の追加指定）

第３条　区長は、浸透施設の設置の効果が認められる地区又は区域について、適宜、湧水保全重点地区又は流域対策推進地区として新たに指定するものとする。

２　区長は、湧水保全重点地区又は流域対策推進地区の範囲を明確にした指定図その他の関係書類を整備し、区民の閲覧に供するものとする。

（助成対象者）

第４条　助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、浸透施設を設置しようとする区内の土地（以下、「当該土地」という。）若しくは当該土地に建つ建物の所有者、又は当該土地に浸透施設を設置する権原を有する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体

（２）　世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 58 号）第３条の規定が適用される建築主

（３）　宅地建物取引業又は建設業を営む者が販売するために所有する土地又は建物の敷地に浸透施設を設置しようとする者

（４）　助成金（これに類する補助金等を含む。）の交付を受けて設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者

（５）　区が設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者

（６）　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 12 項に規定する開発行為に伴い浸透施設を設置しようとする者

（助成金を交付しない場合）

第５条　次に掲げる場合は、助成金を交付しないものとする。

（１）　急傾斜地に浸透施設を設置する場合

（２）　浸透施設を設置することにより法面の安全性が損なわれる場合

（３）　浸透施設を設置することにより土圧加重が増加し、擁壁に危険が生じる場合

（４）　浸透施設を設置することにより地下水の汚染その他の自然環境の破壊を引き起こす恐れがある場合

（５）　地下水位が地表面から 1.0 メートル以内にある土地に浸透施設を設置する場合

（設置基準）

第６条　区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき浸透施設を設置させるものとする。

（１）　浸透施設を設置する場合は、敷地内の雨水を有効に取り込むこと。

（２）　浸透施設を設置するにあたっては、区長が別に定める世田谷区雨水流出抑制施設技術指針に基づくことを原則とし、特に、浸透水により構造物の基礎及び埋設物が悪影響を受けないよう、また、浸透施設が相互干渉しないよう配置すること。

（３）　浸透施設を設置する場所の選定については、区長が別に定める「雨水流出抑制施設選択図」を参考にするとともに、地形及び地盤特性から受ける制約に十分配慮すること。

（４）　原則として、敷地面積に対して 300 立方メートル／ヘクタール以上の対策量を目標とすること。

（助成金の交付額）

第７条　助成金の交付額は、次の第２項で定める基本額と第３項で定める付帯工事費の合計額に消費税率を乗じた額とする。ただし、助成金の交付額は次の第５項で定める助成金の交付限度額を超えないものとし、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。また、助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

２　基本額は別表３に定める雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチの標準工事費単価に雨水浸透ますにあっては設置基数、雨水浸透トレンチにあっては設置する長さ（１メートルを単位とし、１メートルに

満たない端数は切り捨てる。）を乗じて得た額の合計額と工事明細書における浸透施設の設置工事に係る額のうち、いずれか低い額とする。

３　付帯工事費（浸透施設を既存建築物に設置する場合に発生する、施設の設計や申請等の費用、既存管への接続費用や撤去処分費用をいう。）は、基本額に 0.4225 を乗じて得た額と工事明細書における付帯工事に係る額のうち、いずれか低い額とする。ただし、別表第３に定める付帯工事費の標準単価を上限とする。

４　第１項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者であって、助成金の交付の対象となる経費から消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 30 条第１項に規定する課税仕入れに係る消費税額の控除がある場合には、基本額と付帯工事費の合計額を助成金の交付額とする。ただし、助成金の交付額は次の第５項で定める助成金の交付限度額を超えないものとし、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

５　一の助成対象者に対する助成金の交付限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　一般地区内の土地に浸透施設を設置する場合　400,000 円

（２）　湧水保全重点地区又は流域対策推進地区内の土地に浸透施設を設置する場合　500,000 円

（適用申請）

第８条　区長は助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、浸透施設の設置前に次に掲げる図書を添付させた雨水浸透施設設置助成金交付適用申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

（１）　案内図

（２）　配置図

（３）　計算書

（４）　構造図

（５）　工事明細書

（６）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（適用決定及び通知）

第９条　区長は、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、雨水浸透施設設置助成金交付適用決定通知書（第２号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を雨水浸透施設設置助成金交付不適用決定通知書（第３号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（完了届の提出）

第 10 条　区長は、適用決定通知書を受けた者（以下「適用決定者」という。）が決定に係る浸透施設の設置工事を完了したときは、次に掲げる図書を添付させた完了届（第４号様式）により設置工事の完了を報告させるものとする。

（１）　しゅん工図

（２）　工事写真

（３）　適用決定通知書（写）

（４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第 11 条　区長は、前条の報告があったときは、浸透施設の設置工事のしゅん工を確認し、助成金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書（第５号様式。以下「決定通知書」という。）により、助成金を交付しないことに決定したときはその旨を雨水浸透施設設置助成金不交付決定通知書（第６号様式）により、速やかに適用決定者に通知しなければならない。

（助成金の請求）

第 12 条　区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、適用決定者に、決定通知書の写しを添付させた雨水浸透施設設置助成金交付請求書（第７号様式）により、助成金の請求をさせるものとする。

２　区長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条　区長は、第 11 条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

（２）　助成金を当該浸透施設の設置以外の用途に使用したとき

（３）　前２号のほか、区長が付した条件に従わなかったとき

（助成金の返還）

第 14 条　区長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を交付決定者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第 15 条　区長は前条の規定により、助成金の返還を命じたときは、交付決定者に、その命令に係る助成金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

２　区長は助成金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第17条　第15条第２項の規定により、区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第18条　区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱に基づき交付されている助成金の返還を命じられた交付決定者が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（施設の管理義務等）

第19条　区長は、助成金の交付を受けた者に、当該助成金に係る浸透施設を常に良好な状態に管理するよう努めさせるものとする。

（その他）

第20条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和63年７月１日から施行する。

（略）

附　則（令和６年３月18日５世豪下整第296号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

湧水保全重点地区一覧表

名称	湧水所在地	主たる区域
神明の森みつ池特別保護区湧水地涵養域	成城四丁目 20 番	成城五丁目全域 成城四・六・七・八丁目各一部
成城三丁目緑地内湧水地涵養域	成城三丁目 16 番	成城二・三丁目各一部
大蔵三丁目公園内湧水地涵養域	大蔵三丁目２番	大蔵二丁目全域 大蔵三丁目、砧三・五丁目各一部
岡本公園内湧水地涵養域	岡本二丁目 19 番	岡本二・三丁目各一部
瀬田四丁目広場内湧水地涵養域	瀬田四丁目 41 番	瀬田四・五丁目、岡本一丁目各一部
上野毛自然公園内湧水地涵養域	上野毛二丁目 17 番	上野毛二・三丁目各一部
等々力渓谷公園内湧水地涵養域	等々力一丁目 21 番	等々力一・二丁目、中町一丁目、野毛一丁目各一部
無原罪特別保護区湧水地涵養域	深沢八丁目 13 番	深沢七丁目一部 深沢八丁目全域

別表第２（第２条関係）

流域対策推進地区一覧表

名称	所在地
用賀３、４丁目・上用賀地区	用賀三・四丁目全域 上用賀全域 大蔵一丁目の一部、砧公園の一部
鎌田１、２丁目地区	鎌田一・二丁目全域
上馬・弦巻地区	上馬四・五丁目全域、弦巻全域 新町三丁目全域、桜新町二丁目全域 駒沢二・三丁目全域
中町・上野毛地区	中町四・五丁目全域、深沢五丁目全域 上野毛四丁目全域、深沢七丁目の一部
尾山台・奥沢地区	等々力五・六丁目全域、尾山台三丁目全域 奥沢二・五・六・七・八丁目全域 玉川田園調布二丁目全域
玉川・野毛地区	玉川一丁目の一部、玉川二丁目の一部 上野毛二丁目の一部、上野毛二丁目の一部 野毛二丁目の一部、野毛三丁目の一部

別表第３（第７条関係）

標準工事費単価

１　雨水浸透ます

型式	ますの径（㎜）	深さ（㎜）	標準工事費単価（円／基）	設計浸透能力（m^3／個・ｈｒ）
ＰⅠ	150	400	25,000	0.250
ＰⅡ	200	400	33,000	0.332
ＰⅢ	250	500	51,000	0.512
ＰⅣ	300	500	62,000	0.618
ＰⅤ	350	600	86,000	0.863
ＰⅥ	400	600	100,000	0.998
ＰⅦ	500	800	172,000	1.710

※１　設計浸透能力とは、雨水流出抑制助成事業補助要綱に基づき都が別に定める標準工事費単価に規定する設計浸透能力をいう。以下同じ。

※２　上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透ますについては、当該雨水浸透ますの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透ますの標準工事費単価を適用する。

２　雨水浸透トレンチ

型式	断面形状Ｗ×Ｈ（㎜）	管径（㎜）	標準工事費単価（円／ｍ）	設計浸透能力（m^3／ｍ・ｈｒ）
ＴⅠ	250×300	75	19,000	0.247
ＴⅡ	300×350	100	22,000	0.284
ＴⅢ	350×400	125	25,000	0.324
ＴⅣ	400×450	150	28,000	0.365
ＴⅤ	550×600	200	39,000	0.499
ＴⅥ	750×750	200	52,000	0.658

※１　上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透トレンチについては、当該雨水浸透トレンチの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透トレンチの標準工事費単価を適用する。

３　付帯工事費

付帯工事１件当たり	169,000 円

〔資料第 112〕

世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱

平成１９年７月１日
１９世み政第１３４号

（通則）

第１条　この要綱は、雨水タンクを設置する者に対し、雨水タンク設置助成金を交付することにより、水資源としての雨水の有効利用及び雨水の一時的な貯留による水害対策を推進することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年５月世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、雨水タンクとは、雨水を散水、雑用水等に利用するための一時貯留槽をいう。

（助成対象者等）

第３条　この要綱に基づく助成を受けることができる者は、世田谷区内に雨水タンクを設置する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体

（２）　世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 58 号）第３条の規定が適用される建築主

（３）　売買等を目的とした建物に雨水タンクを設置する不動産業者、建設業者等

２　助成金の交付の対象となる雨水タンクは、１の建物につき４基を上限とする。ただし、集合住宅において４戸を超える住戸がある場合は、４戸を超えた戸数につき、１基ずつ加算することができる。

（助成区域）

第４条　この要綱の対象となる区域は、世田谷区全域とする。

（設置基準）

第５条　区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき雨水タンクを設置させるものとする。

（１）　雨水を利用するために、屋根に降った雨水を一時的に貯留するものであること。

（２）　雨水タンクは、製品として販売されており、一般に購入可能なものであること。

（助成金の額）

第６条　助成金の額は、雨水タンク１基当たりについて、当該雨水タンクの本体購入費及び設置に係る経費の合計額（消費税を含む。）の２分の１の額（100 円未満の金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額は、設置に係る経費については 5,000 円を、合計額については 35,000 円（世田谷区接道部緑化及び屋上緑化等整備助成金交付要綱（平成 22 年３月 31 日 21 世み政第 899 号）第３条３項に規定する助成金の交付を受けている場合は、50,000 円）を限度とする。

２　同一申請者に対する年度内の助成額の総額は、140,000 円を限度とする。

３　前項による助成金の総額は、予算の定める額を限度とする。

（適用申請）

第７条　区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、次の書類を添付した雨水タンク設置助成金交付適用申請書（第１号様式）を、あらかじめ提出させなければならない。

（１）　雨水タンクの設置に係る見積書の写し

（２） 雨水タンクの有効貯水量、形状その他の仕様が明示されている書類
（３） その他区長が必要と認めるもの
（適用決定及び通知）
第８条　区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、雨水タンク設置助成金交付適用決定通知書（第２号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を雨水タンク設置助成金交付不適用決定通知書（第３号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。
（完了届の提出）
第９条　区長は、適用決定通知書を受けた申請者が雨水タンクの設置を完了したときは、速やかに次の書類を添付した雨水タンク設置完了届（第４号様式。以下「完了届」という。）を提出させなければならない。
（１） 雨水タンクの購入年月日、購入者氏名、販売店住所・店名及び本体価格・設置に係る経費（消費税を含む。）の明記された領収書の写し
（２） 設置後の写真２枚（全景及び近景）
（３） その他区長が必要と認めるもの
（交付決定及び通知）
第 10 条　区長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、その内容を審査し、設置基準に適合すると認めるときは助成金の額を決定し、雨水タンク設置助成金交付決定通知書（第５号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。また、適合しないと認めたときは、その旨を雨水タンク設置助成金不交付決定通知書（第６号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。
（助成金の請求）
第 11 条　区長は、前条の規定により決定通知書を受けた申請者に、決定通知書の写しを添えた雨水タンク設置助成金交付請求書（第７号様式）を提出させるものとする。
２　区長は、前項の請求のあったときは、当該請求に係る助成金を支払うものとする。
（決定の取消し）
第 12 条　区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。
（１） 虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
（２） 助成金を当該雨水タンクの設置以外の用途に使用したとき。
（３） 前２号に掲げるもののほか、区長が付した条件に従わなかったとき。
（助成金の返還）
第 13 条　区長は、前条の規定により、助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を申請者に命じなければならない。
（違約加算金及び延滞金）
第 14 条　区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、申請者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
２　区長は、助成金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（管理義務等）

第 15 条　区長は、この助成金の交付を受けた者に、雨水タンクを常に良好な状態に管理し、雨水の有効利用に努めさせるものとする。

（状況調査）

第 16 条　区長は、雨水タンクの設置後に必要に応じて状況調査を行うことができる。

（その他）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 19 年７月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 19 日 25 世土計第 1079 号）

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月６日 31 世土計第 741 号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年 10 月 30 日２世豪下整第 183 号）

この要綱は、令和２年 11 月１日から施行する。

附　則（令和３年３月８日２世豪下整第 332 号）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要綱の規定は、令和３年４月１日以後になされた申請に基づく助成金の交付等について適用し、同日前になされた申請に基づく助成金の交付等については、なお従前の例による。

〔資料第 113〕

水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表

（令和６年４月１日現在）

種別	青葉橋　※ （世田谷 3-9-11）	赤堤 （赤堤 3-34-17）	中町 （中町 2-21-12）	合計
土のう袋　（袋）	1,100	1,200	1,200	3,500
土のう留坑　（本）	600	80	700	1,380
軽量鋼板　（枚）	0	0	360	360
籠　（本）	20	0	65	85
木材　（㎥）	0	0	0	0
シート（ビニール）　（㎡）	2,671	1,000	1,320	4,991
鉄線　（kg）	10	25	150	185
縄　（m）	210	60	1,000	1,270
ショベル　（丁）	122	98	160	380
ツルハシ　（丁）	41	27	50	118
掛矢　（丁）	5	6	42	53
鋸　（丁）	20	20	21	61
鉈　（丁）	14	0	4	18
ペンチ　（丁）	11	0	18	29
もっこ　（枚）	20	5	50	75
一輪車　（台）	2	0	17	19
Ｐ．Ｐロープ　（巻）	19	0	30	49
ムシロ　（枚）	0	0	0	0
モッコ棒　（本）	32	0	25	57
しの　（本）	22	0	18	40
クローバーバール　（本）	17	6	19	42
ボルトクリッパー　（台）	16	12	30	58
玄能　（丁）	22	0	1	23
トビクチ　（本）	25	20	24	69
釘　（kg）	160	0	53	213
フルコン砂筒袋　（枚）	10	0	70	80
大ハンマー　（丁）	10	20	12	42
バリケート　（脚）	0	0	25	25
鉄パイプ　（本）	0	0	450	450
鎌　（本）	56	0	22	78

※本庁舎等整備にともない、青葉橋水防倉庫の資材は二子玉川分庁舎（玉川 1-20-1）に一時移転中

《その他の備蓄状況》 ① 土のう用砂：2 ㎥（中央高速下器材置場（北烏山 8-8））

② 土のう用砂（陸閘閉鎖用等備蓄）：50 ㎥（同上）

③ 救命胴衣：17 着（中町水防倉庫）

④ 救命ボート：2 艇（中町水防倉庫）

〔資料第 114〕

水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）

（令和６年度東京都水防計画より）

種別	単位	数量
土のう袋	袋	7,800
大型土のう袋	袋	140
水のう袋	袋	0
土のう留杭	本	2,660
軽量鋼板	枚	240
篭	本	0
木材	m^3	1.7
シート	m^2	2,280
鉄線	kg	125
杭	本	665
縄	M	5,700
玉石	m^3	0
ショベル	丁	106
ツルハシ	丁	30
掛矢	丁	25
鋸	丁	17
鉈	丁	17
番線カッター	丁	21
もっこ	丁	0
一輪車	台	2